第２章　計画の基本的方向

１．ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

(1) 市内におけるひとり親家庭等の状況

①離婚件数等の状況

泉南市における婚姻と離婚の状況をみると、婚姻数は減少ないし横ばい状況にあり、離婚数についても平成17年が多くなっていますが、中長期的には横ばい状況にあります。また、離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は、平成17年を除いて、おおむね全国と大阪府の平均の間に位置し、府内では比較的低い水準で推移しています。

婚姻・離婚の状況

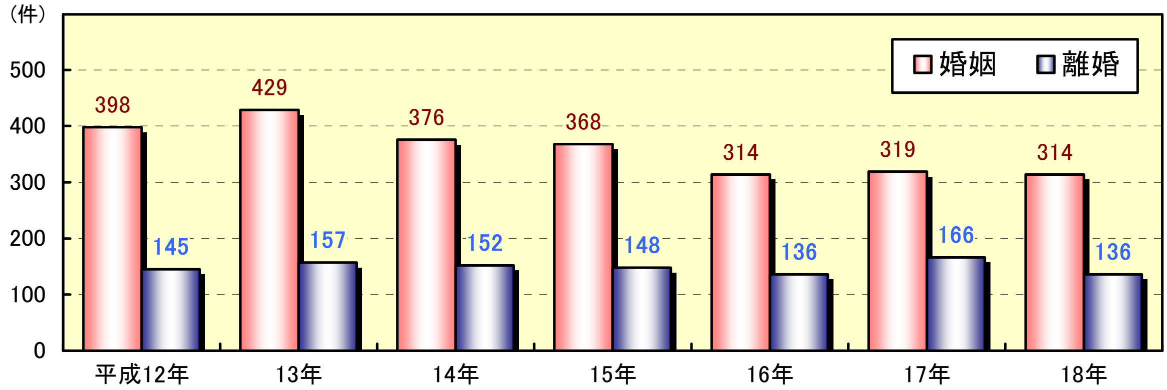

資料：泉南市資料

離婚率の状況

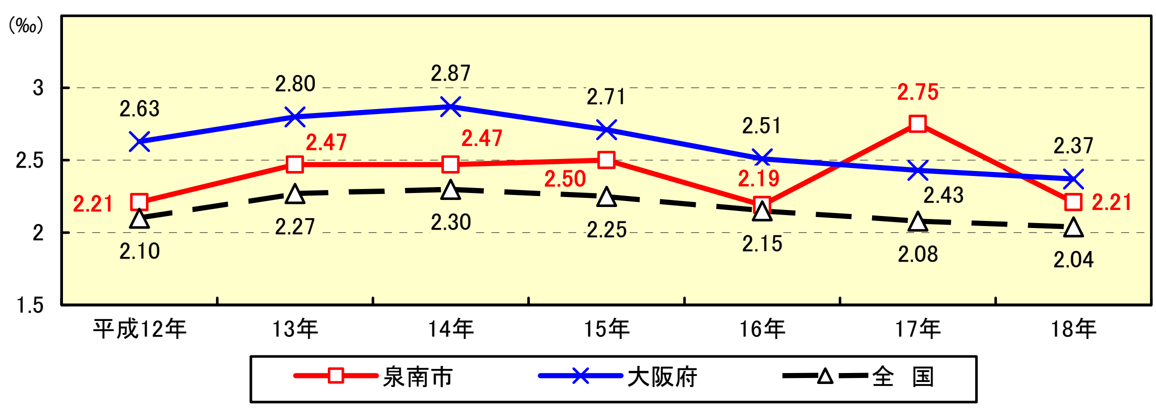

資料：泉南市資料、大阪府人口動態総覧、人口動態統計

②ひとり親家庭等と思われる世帯の状況

この計画の対象となるひとり親家庭等の現時点での実数を正確に把握することは困難な状況にありますが、平成17年の国勢調査の結果によると、母子世帯と父子世帯をあわせたひとり親世帯の合計は502世帯で、一般世帯全体の2.3%、18歳未満の親族のいる世帯では全体の7.0%を占めています。

このうち、母子世帯は445世帯で、平成７年から平成17年にかけて急増しています。また、父子家庭は57世帯で平成12年を底に増加に転じています。

ひとり親世帯（母子・父子世帯）の状況

		平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数	世帯	18,637	20,558	21,715
	%	100.0	100.0	100.0
ひとり親世帯の合計	世帯	303	362	502
	%	1.6	1.8	2.3
うち母子世帯	世帯	260	322	445
	%	1.4	1.6	2.0
うち父子世帯	世帯	43	40	57
	%	0.2	0.2	0.3

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

平成17年		18歳未満親族のいる一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯
一般世帯数	世帯	6,720	3,048
	%	100.0	100.0
ひとり親世帯の合計	世帯	468	114
	%	7.0	3.7
うち母子世帯	世帯	418	105
	%	6.2	3.4
うち父子世帯	世帯	50	9
	%	0.7	0.3

資料：国勢調査（10月１日現在）

※国勢調査における「母子（父子）世帯」は、「未婚、死別または離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）」と定義されており、子どもにとっての祖父母など母子（父子）以外の世帯員を含む世帯については対象から除外されています。

③児童扶養手当受給資格者数の状況

母子家庭等に対し経済的な支援を行う目的で支給している児童扶養手当の受給資格者数は全国や大阪府を上回る水準で増加しており、平成19年3月末時点の対象世帯数は、604世帯となっています。

児童扶養手当受給資格者数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全　国	人　数	789,933	847,269	897,573	939,395	968,575
	増加率	—	1.07	1.06	1.05	1.03
大阪府	人　数	80,897	86,822	91,257	94,411	97,089
	増加率	—	1.07	1.05	1.03	1.03
泉南市	人　数	447	477	516	579	604
	増加率	—	1.07	1.08	1.12	1.04

資料：福祉行政報告例（各年3月末現在）、泉南市資料

④生活保護受給母子世帯数の状況

生活保護受給母子世帯数については、平成17年まで増加傾向にありましたが、国の制度改正（受給要件の見直し）もあって平成18年には減少に転じました。しかし、平成19年に入って受給世帯数は再び105世帯と以前の水準に戻っています。

生活保護受給母子世帯数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全　国	世帯数	71,141	78,006	84,752	88,799	91,234	92,488
	増加率	—	1.10	1.09	1.05	1.03	1.01
大阪府	世帯数	12,669	14,288	15,574	16,015	16,656	16,849
	増加率	—	1.13	1.09	1.03	1.04	1.01
泉南市	世帯数	90	96	104	105	97	105
	増加率	—	1.07	1.08	1.01	0.92	1.08

資料：福祉行政報告例、大阪府社会援護課、泉南市資料（各資料とも各年3月末現在）

(2) ひとり親家庭等を対象とする主な福祉施策

泉南市では、ひとり親家庭等への支援として、主に次のような事業を行っています。

施策・事業	主な内容	実　績
母子自立支援員による相談支援	・専門知識を有する母子自立支援員が、ひとり親家庭等や離婚前の市民の抱えている問題を把握し、生活の安定と自立に向けて必要な情報を提供し、きめ細やかな助言を行っています。	相談件数 H17年度 305件 H18年度 293件
女性相談	・女性の抱えるさまざまな悩みについて、専門の女性カウンセラーが面談により相談を受け、相談者が自分らしく生きるサポートを行っています。 ・女性のための電話相談も行っています。	相談件数（ひとり親家庭関連） H17年度 56件 H18年度 39件
人権相談	・人権相談員や人権擁護委員が、面接・電話等による相談に応じ、指導、助言、関係機関への紹介等を行っています。	相談件数（ひとり親家庭関連） H17年度 11件 H18年度 46件
法律相談事業	・養育費の取り決めや履行の確保、多重債務問題など、法律に関する問題について、弁護士による専門的な相談を実施しています。	
児童扶養手当の支給	・母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、要件を満たした方に手当を支給しています。	受給者数 H17年度 635人 H18年度 666人
ひとり親家庭医療費の助成	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療保険の自己負担相当額の一部を助成しています。	助成件数 H17年度 516件 H18年度 524件
母子寡婦福祉資金の貸付	・母子家庭や寡婦の自立の促進に向け、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供や相談を行っています。	貸付件数 H17年度 25件 H18年度 17件
日常生活支援利用事業	・ひとり親家庭で、保護者の病気や出張などで一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合などに、家庭生活支援員を派遣し、児童の保育を行っています。	利用件数 H17年度　1件 H18年度　0件
短期保護事業	・ひとり親家庭の保護者が一時的に児童の養育が困難になったときに、大阪府の子ども家庭センターを通じて養護施設で短期間児童を預かっています。	利用件数 H17年度　1件 H18年度　0件
母子生活支援施設	・18歳未満の児童を養育している母子家庭の母親が生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に入所できます。	利用件数 H17年度　1件 H18年度　0件

施策・事業	主な内容	実　績
市営住宅の優先入居	・市営住宅の入居募集の際に、母子家庭から入居申し込みがあった場合に倍率の優遇を行っています。	申込件数 H17年度　8件 H18年度 14件
母子自立支援プログラムの策定と支援	・児童扶養手当受給者のうち自立が見込まれる母子家庭の親を対象として、母子自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを作成し、ハローワークなど関係機関との連携のもとにプログラムに基づいた支援を行っています。	プログラム策定件数 H17年度 45件 H18年度 33件
地域就労支援事業	・母子家庭の母などで働く意欲・希望がありながら雇用・就労に結びつかない就職困難者等を対象に、就職支援コーディネーターが個々に応じたメニューを提供するなど、関係機関と連携しながら雇用・就労に向けた相談支援を行っています。	対象者数（ひとり親家庭関連） H17年度 44人 H18年度 50人
職業能力開発事業	・母子家庭の母を含む就職困難者等を支援するため、パソコン講座や就職セミナーなど、能力開発事業を実施しています。	受講者数（ひとり親家庭関連） H17年度　5人 H18年度　5人
自立支援教育訓練給付	・母子自立支援員による事前相談を受け、就職やキャリアアップのために、市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講費用の一部を助成しています。	給付件数 H17年度　3件 H18年度　1件
高等技能訓練促進費	・看護師や保育士など、就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格を取得するために２年以上養成機関で受講する場合に、生活の負担軽減を図るため、受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給しています。	支給件数 H17年度　2件 H18年度　0件

(3) 施策の推進に向けた課題

市内におけるひとり親家庭等を取り巻く状況や計画策定に向けて実施したアンケート調査（児童扶養手当の受給者と寡婦家庭の方々を対象に実施、回収585件（回収率91.3%））の結果などをふまえ、今後のひとり親家庭等の支援にあたって重点的に取り組むべき課題を整理すると、次のように考えられます。

①ひとり親家庭の増加への対応

ひとり親家庭の増加にともない、児童扶養手当の支給をはじめ、各種の自立支援事業の対象者は今後とも増加していくことが予想されます。一方、児童扶養手当については国の制度改革にともない、障がいや疾病などにより就業が困難な事情がないにもかかわらず就業意欲が見られない受給者を対象に、平成20年度より支給額が減額されることになりました。これに対し、ひとり親家庭の就労と経済的な自立の促進をより一層図っていくとともに、個々の家庭の生活の安定と児童の健全な育成に向けて、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

②関連情報の提供と相談支援

ひとり親家庭に関わる制度・施策など各種情報の提供は、生活の安定と自立の促進に向けた第一歩となるものであり、ひとり親家庭の立場にたったわかりやすく理解しやすい情報の提供が求められています。今後とも利用可能な制度やサービスのことを知らないために利用できないということがないよう、情報の入手が困難な状況におかれている家庭についても、必要な情報を容易にわかりやすく入手できるような取り組みが求められています。

また、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題の解決に向け、身近な地域で気軽に相談でき、利用者の相談を受け止め、適切な支援へとつなげていくような体制を整備することは、自立促進の基盤となるものです。このため、相談支援にかかわる関係機関のネットワーク化を進め、地域における多面的な相談支援体制づくりに引き続き努めていく必要があります。

③生活の安定と収入の確保

母子家庭の母や寡婦の80%が何らかの形で働き、自らの就労により家計を支えていますが、正社員・正規職員として常用雇用される人は28%にとどまり、多くの人は臨時・パート等で勤続年数３年未満など、不安定な雇用条件のなかで働いています。また、ひとり親家庭になってからはじめて働くようになった人も少なくありません。こうした状

況もあって長時間働いたとしても収入には結びついておらず、世帯の収入が年間200万円未満という家庭が過半数を占めるなど、非常に厳しい状況におかれています。

一方で、子どもを抱えながらの就労は、残業や休日出勤等が困難なうえ、子どもの病気や行事参加なども親にとって大きな負担となっているほか、欠勤が発生することなどを理由に事業所等への雇用機会が少なく、また就労の継続が困難な状況にあります。

このため、関係機関との連携や市内事業所の理解と協力のもとに、ひとり親家庭等が安定した仕事に就けるよう支援していくことや職場定着を支援していく必要があります。

④自立に向けた生活の場の確保

ひとり親家庭にとっての悩みの一つとして、生活の場となる住まいの確保があります。調査によると、ひとり親家庭になった際に転居した家庭が多く、現在も民間賃貸住宅に居住する家庭が32%みられます。これらの家庭では、家賃負担が月額５万円以上という回答も多く、少ない収入のなかで苦しいやりくりをしている様子がうかがわれます。

また、家賃負担の高さとともに、保証金などの一時金が確保できないこと、希望する公的賃貸住宅になかなか入居できないことなどが問題点としてあげられており、関係機関との連携や家主等の理解と協力のもとに、安価で安心して暮らせる生活の場を確保・拡充していく必要があります。

⑤子育て・生活面での支援

ひとり親家庭が働きながら子どもを育て、自立した生活を送るためには、就労支援とともに、家事や子育てを支援していくことが必要です。母子家庭のみならず、雇用条件が比較的安定し、一定の収入がある父子家庭においても、家事や子育てに関する悩みも多いと思われることから、ひとり親家庭の親が子育てと仕事の両立を図れるよう、各種の子育て支援サービスや相談機能の充実などに引き続き努めていく必要があります。

また、寡婦については、年齢的な問題から特に健康に関する悩みが多いと思われることから、相談事業の充実など日常生活上の支援が求められています。

⑥養育費の確保に向けた支援

収入が少ないことに悩む一方で、養育費について取り決めをしている世帯は母子家庭の29%、実際に受け取っている世帯は10%に満たない非常に低い水準にとどまっています。これに対し、養育費を取得することにより安心して生活ができるよう、養育費の確保に向けた専門的な相談体制を整える必要があります。また同時に、養育費の支払い・確保は、親の責任であることを啓発していく必要があります。

２．計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本目標

泉南市では、平成17年３月に策定した「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」の基本理念として、

子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南

を掲げ、子どももおとなも、一人ひとりの尊厳が尊重され、現在を見据えて未来に夢や希望を持ってつながることができるようなまちをめざして、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立、子どもの安全の確保、要保護児童への対応など、さまざまな取り組みを進めています。

この計画においても、上記の次世代育成支援対策地域行動計画の基本理念をふまえるとともに、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方を基本として次のような目標像を掲げます。

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、
自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、
親としての自信と責任を持ち、
子育てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、
子どもたちがすくすくと健やかに育つまち

⑵ 施策推進にあたっての視点

①ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

ひとり親家庭等の増加が続く一方で、結婚・離婚・未婚などに対する古くからの固定的な価値観や先入観、社会の理解不足等により、ひとり親家庭等であることを特別視する社会的な傾向が依然として残っています。またその結果として、ひとり親家庭等が差別を受けたり、不利益を被るなど、人権侵害を受けやすい状況におかれています。

ひとり親家庭等をはじめ、すべての市民が平等で幸せな生活を送ることができるようにしていくためには、市民の一人ひとりが尊厳を持つかけがえのない存在として、あらゆる人権が尊重され、差別がなく、人びとがともに支えあうような社会を築いていかなければなりません。このため、ひとり親家庭等に対する社会的な理解を促進するとともに、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めていく必要があります。

②生活全般にわたる自立の促進・支援

ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、生きがいに満ちた生活を送るためには、経済的な安定を図るための就労の確保をはじめ、親子それぞれの健康づくり、安心して子育てできる環境の整備、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭の自立を総合的に促進・支援していくことが必要です。

またあわせて、ひとり親家庭の親がその能力を発揮しながら、自らの生き方を主体的に選び、決定できるよう、親自身の精神的な自立を促進するとともに、地域のさまざまな物的・人的資源や制度、情報等を十分に活用し、社会全体で自立を支援する仕組みづくりを進めていく必要があります。

③子どもが健やかに育つ環境づくり

ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、すべての子育て家庭において子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

ひとり親家庭等の自立支援は、親が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、社会全体が協力して取り組むべき課題です。子どもは次代の活力となる大切な存在であり、家庭、地域社会、学校、企業・事業者、行政等のさまざまな主体の協働と連携で、子どもたちを育んでいく必要があります。